

2026年3月17日

令和7年4月17日および同月18日の融雪により
被災されたお客さまに対する託送料金等の特別措置について

令和7年4月17日および同月18日の融雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの融雪に伴う災害が、激甚災害（局激）に指定されたことを踏まえ、被災されたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等からお申し出があった場合には、「託送供給等約款」、「電気最終保障供給約款」、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」における特別措置を適用いたします。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、当社へのお申し込みとあわせて罹災証明書の提出をお願いいたします。

記

【災害発生日】

2025年4月17日

（特別措置適用のお申し出があった場合は期日を遡り、適用いたします）

【激甚災害指定日】

2026年3月13日

【激甚災害が指定された地域】

山形県西村山郡朝日町

【小売電気事業者さま等】

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延伸

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2025年4月（支払期日が2025年4月17日以降となるものに限ります）、5月、6月および7月分の料金算定日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から引き続きまったく電気を使用されなかった場合には、2025年10月末日までの間、電気を使用されなかった日数×4%分を接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金から免除いたします。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金^{※1}の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から引き続きまったく電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに2025年10月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費^{※2}の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、2025年10月末日までに臨時接続送電サービスの使用を申し込まれた場合の臨時工事費は申し受けません。

5. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、電気設備が一時的に使用不能となった場合、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金は、2025年10月末日まで申し受けません。

6. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、2025年10月末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合の諸工料^{※3}は申し受けません。

【発電事業者さま等】

1. 系統連系受電サービス料金の支払期日^{※4}の延伸

被災された発電者さまの2025年4月（支払期日が2025年4月17日以降となるものに限り）、5月、6月および7月分の系統連系受電サービス料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災された発電者さまが、被災時から引き続きまったく発電または放電されなかった場合には、2025年10月末日までの間、発電または放電されなかった日数×4%分を系統連系受電サービス料金から免除いたします。

3. 災害のため発電設備が復旧までに一時運転不能となった場合、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、2025年10月末日まで申し受けません。

【当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま】

1. 電気料金の支払期日※⁵の延伸

被災されたお客さまの2025年4月（支払期日が2025年4月17日以降となるものに限り）、5月、6月および7月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されなかった場合には、2025年10月末日までの間、電気を使用されなかった日数×4%分を電気料金の基本料金から免除いたします。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに2025年10月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、再建等のため、2025年10月末日までに契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合の臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気設備が一時使用不能となった場合、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年10月末日まで申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、再建等のため、2025年10月末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合の諸工料は申し受けません。

※1、2、3)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

※4) 系統連系受電サービス料金の支払期日は、料金算定日の翌日から30日目をいいます。

※5) 電気料金の支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

■小売電気事業者さま等および発電事業者さま等からのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークサービスセンター TEL. 0570-783-501

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

■当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま

詳細につきましては、ネットワークコールセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークコールセンター TEL. 0120-175-377

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

以 上